

始良市公式 LINE プレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、始良市の特産品やサービス等を広く紹介することで地域の魅力発信及び市内産業振興を目的に、始良市公式 LINE で実施するプレゼント企画に掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置等)

第2条 プレゼント企画は、原則として事業者等の紹介を市公式 LINE において無償で行うものとする。

2 事業者等は、当選者へプレゼントを提供する。

3 プレゼント企画の具体的な掲載内容や期間は、市と協議のうえ決定する。

4 プレゼント企画の掲載は、原則として1件とし、同時に複数件を掲載しないものとする。

(プレゼントの基準)

第3条 プレゼントは、市の魅力発信や市内産業振興に寄与するものであって、その範囲が「始良市広告掲載基準（平成 23 年始良市訓令第 3 号）」にあるものとする。

2 プレゼントは、原則として市内に主たる事業所を有する事業者が製造又は販売、提供するものや市との関連性が認められるものとする。

3 プレゼントは、原則として有体物又はサービスの提供とする。

(プレゼントの規格)

第4条 プレゼントは、原則として5名以上に提供するものとする。

2 プレゼントは、原則として無償で引換えができるものとする。

3 引換券によるプレゼントの引換期限は、原則として当選者への通知から起算して1か月以後に設けるものとする。

(プレゼントの募集)

第5条 プレゼント提供者の募集は、市ホームページ等により公募するものとする。

2 プレゼント提供希望者は、始良市有料広告基準（平成 23 年始良市訓令第 3 号）及び本要領を熟読の上、これを遵守し、始良市公式 LINE プレゼント提供申込書を提出するものとする。

(掲載の決定)

第6条 市は、基準を満たして提出されたプレゼント提供希望者の中から、市の魅力発信や産業振興への寄与度などを総合的に判断して掲載を決定する。

(原稿の作成)

第7条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

2 市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼントの提供方法)

第8条 プレゼント物品は、原則として市が作成する引換券により提供事業者の始良市内の店舗等において引き換え、もしくは提供事業者の責任及び負担において物品の配送等の措置を講じるものとする。

2 当選者の決定は原則として市が行うものとする。

3 引換券には引換期限を記載するほか、通し番号を記載するなど複製を防止する措置を講じるものとする。

4 提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、プレゼント物品を提供するものとする。

(掲載の取消し)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の掲載を取り消すものとする。

(1) 応募内容に偽りがあったとき。

(2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。

(3) 当該掲載事業者から辞退の申出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないとき。

(情報提供及び二次利用)

第10条 市は、掲載事業者に対して、プレゼントの提供に必要な情報を共有する。

(損害賠償)

第11条 市は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第12条 プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項は、市長公室秘書広報課において定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。